

岐阜市地域福祉推進計画 中間整理

平成 29 年度

岐阜市

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 国の動向 | 2 |
| 2-1. 地域福祉計画の必要性 | 2 |
| 2-2. 他都市の取り組み状況 | 2 |
| 2-3. 今後の方向性 | 2 |
| (1) 一億総活躍社会に向けて | 2 |
| (2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 | 3 |
| (3) 地域包括ケアシステムの強化 | 3 |
| 3. 中核市における取り組み状況 | 4 |
| 3-1. 調査の目的 | 4 |
| 3-2. 調査の期間及び調査方法 | 4 |
| 3-3. 調査の結果 | 4 |
| 4. 中間整理 | 6 |
| 4-1. 方針 | 6 |
| 4-2. 成果指標の達成状況 | 6 |
| (1) 見守りの実施 | 6 |
| (2) 地区地域福祉活動計画の策定 | 6 |
| (3) 地域助け合い活動創出支援協議連絡票の使用実績 | 7 |
| 4-3. 避難行動要支援者個別計画について | 9 |
| 4-4. ボランティア・NPO支援機能の充実について | 10 |
| 5. 昨今発生した事案 | 11 |
| 5-1. 事案の整理 | 11 |
| (1) 茜部事案 | 11 |
| (2) 祈年町事案 | 11 |
| (3) 戎町事案 | 11 |
| 5-2. 各事案の分析 | 12 |
| 5-3. 今後の方針 | 12 |
| 6. (参考) 岐阜市地域福祉推進計画 掲載事業の整理 | 14 |
| 6-1. 所管変更となった施策事業 | 14 |
| 6-2. 内容が変更となった施策事業 | 15 |
| 6-3. 廃止となった施策事業 | 17 |
| 6-4. 新規施策事業 | 19 |

1. はじめに

(人口減少の加速)

総務省が発表する人口推計(H29.4)によると、我が国の総人口は平成20年をピークに、平成23年から6年連続で減少しています。また、出生と死亡に伴う人口の動きを表す自然動態は10年連続で減少するとともに、減少幅は拡大の傾向にあり、人口減少が加速する現状が浮き彫りになっています。

さらに、15歳から64歳の生産年齢人口は7,656万人、総人口の60.3%を占めるものの、平成4年以降、低下を続け、15歳未満の年少人口は1,578万人、総人口に占める割合は12.4%と過去最低を記録しました。一方、65歳以上の老年人口は3,459万人、総人口に占める割合は27.3%と初めて27%を超え、過去最高を記録するなど、労働力人口の減少が顕著になっていることが伺えます。

人口減少や少子高齢化の進展は、国内需要を縮小させるなど経済の成長や年金、医療、介護等の社会保障の持続を困難なものとし、とりわけ居住人口を基盤とする地方においては、学校やコミュニティの維持をはじめ、公共交通の確保、空き家の増加など、あらゆる分野に影響を与え、地域の活力が失われることへの懸念があります。

(岐阜市の福祉行政)

こうした中、岐阜市では、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)とともに、世界に類を見ない「超高齢社会」を、市民の誰もが安心して快適に暮らせるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みをはじめとする地域福祉の充実を図り、平成27年3月に、「手をつなごう 誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる市民が主役のまちづくり」を基本理念に掲げ、平成27年度から平成31年度までの5か年からなる「岐阜市地域福祉推進計画」を策定しました。

また、この岐阜市地域福祉推進計画に掲げる計画の評価・進行管理を行うため、市社協とともに、岐阜市地域福祉推進委員会を設置(H25.8)し、公募委員2名を含む15名が岐阜市長及び市社協会長から委嘱を受け、岐阜市地域福祉計画の進捗状況等について審議を行ってきました。

本年度は、岐阜市地域福祉推進計画の中間年度となることから、国の動向や中核市における地域福祉計画の取り組み状況を整理するとともに、本計画に記載する成果指標の達成状況に加え、平成27年度、28年度に開催した岐阜市地域福祉推進委員会において課題として挙げていただいた意見や、近年における社会状況を踏まえ、見直しも視野に入れて検討してまいります。

本資料は、今後の岐阜市地域福祉推進計画の推進及び次期の地域福祉推進計画の策定に活かす基礎資料と位置付け、整理したものといたします。

2. 国の動向

2-1. 地域福祉計画の必要性

地域福祉計画は、社会福祉事業法等の改正（H12.6）により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、各市町村が策定する計画です。

また、地域福祉計画の策定は、各地方自治体が主体的に取り組むもので、地域住民の皆様のご意見を反映させながら策定を進めることとしており、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となるものです。

2-2. 他都市の取り組み状況

厚生労働省の調査（H29）では、都道府県別に地域福祉計画の策定状況を見ると、都道府県内の全市町村が計画を策定している都道府県は全国に8府県あり、岐阜県もこの8府県に含まれています。

また、市町村別に地域福祉計画の策定状況を見ると、1,741市町村のうち、1,289市町村、74.0%が地域福祉計画を策定しています。人口規模が大きい市町村ほど策定率が高い傾向にあり、100万人以上の自治体では策定率が100%、10万人以上の自治体でも90%を超える状況となっています。

岐阜市では、平成16年度に岐阜市地域福祉計画を策定し、翌17年度から取り組みを始めて以降、2度の計画改定を行い、3期目である現計画は市社協と一体的に策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

2-3. 今後の方向性

地域福祉の道しるべとなる地域福祉計画は、これまでは任意とされていましたが、今後は努力義務化されることが決定している中、地域福祉の重要性は増しており、一億総活躍社会に向けた取り組みや「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置、地域包括ケアシステムの強化などが進められています。

（1）一億総活躍社会に向けて

ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2閣議決定）では、少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながりを見せる中、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創るため、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という目標を掲げ、各種の施策を推進しています。

こうした取り組みを通して、子どもや高齢者、障がい者など全ての人が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図るものです。

地域共生社会では、支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを掲げています。

(2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

厚生労働省は、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置（H28.7.15）し、地域共生社会の実現に向けた検討を加速させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取り組みを支援することとしています。

具体的には、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、サービスの対象ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討が行われています。

(3) 地域包括ケアシステムの強化

高齢者の自立支援と要介護状態にある人の重度化を防ぎ、地域共生社会の実現を図るとともに、福祉サービスを必要とする人に、必要なサービスが提供できるよう、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H30.4.1 施行）が成立しました。

具体的には、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保できる体制の構築を図るものです。

これからも引き続き国の動向を注視し、地域福祉計画に反映していくことを視野に入れて取り組みを推進していきます。

3. 中核市における取り組み状況

3-1. 調査の目的

中核市（47市）において、地域福祉計画の策定状況や社協と協働で策定しているか、既に地域福祉計画を策定している市は中間見直しを実施しているかどうかの調査を行い、本計画の中間整理に反映させることを目的とします。

3-2. 調査の期間及び調査方法

調査は、電子メールにより各中核市の地域福祉計画所管課あてに、平成29年4月17日（月）から4月28日（金）の計12日間実施しました。

調査項目は以下、7項目です。

- Q1. 地域福祉計画を策定していますか。
- Q2. 計画を社会福祉協議会と一体的に策定していますか。
- Q3. 計画期間は何年ですか。
- Q4. 貴市において、計画期間中に見直しを行ったことはありますか。
- Q5. どのような方向性で見直しを行いましたか。
- Q6. 見直しによる成果物がありますか。
- Q7. 見直しにあたり、苦勞された点などがありますか。

3-3. 調査の結果

各市において、地域福祉計画の名称は異なるものの、社会福祉法に規定する地域福祉計画を94%が策定しており、うち60%が市社協と協働で策定し、地域福祉計画を協働で推進しています。

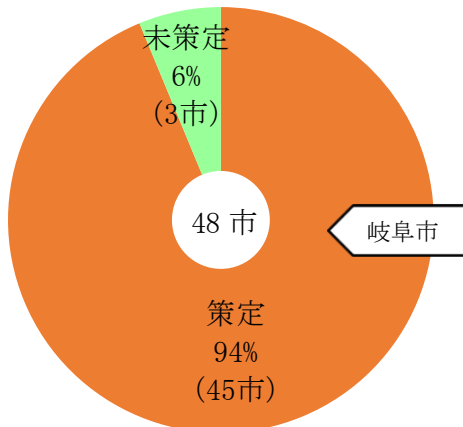


図-1 地域福祉計画策定状況

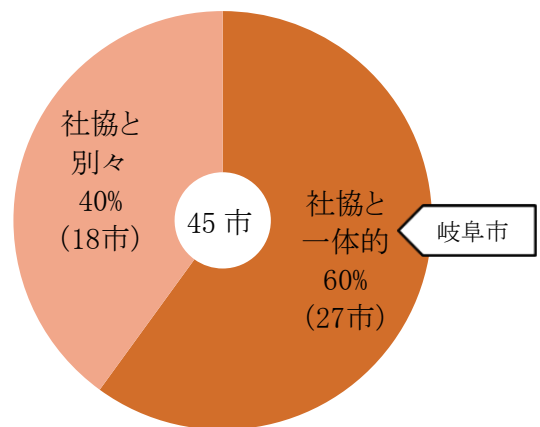


図-2 地域福祉計画策定状況

また、地域福祉計画を策定済みと回答した中核市のうち、31%の中核市が中間整理などの見直しを行います。69%は中間整理を行わないとしています。

見直しの方法は、「地域福祉計画の変更なし」が54%。次いで、「業務の修正や追加」が31%。「目標値の修正」や「計画期間延長」、「制度の追加」、「その他」が15%、「次期計画への取り組み」が8%となっています。

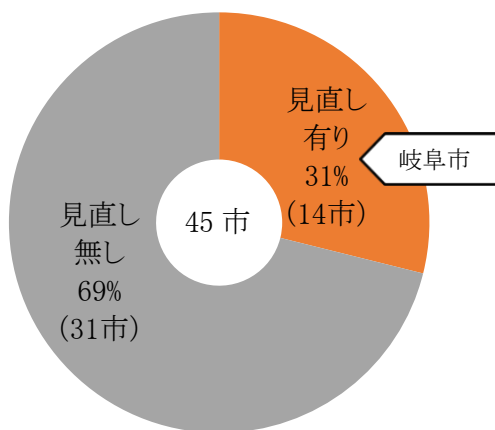


図-3 地域福祉計画の見直し状況

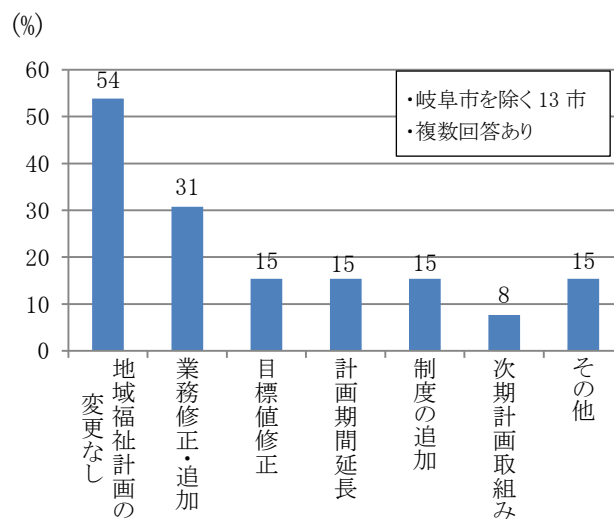


図-4 見直しの方向性

本市と市社協は、岐阜市地域福祉推進計画を着実に推進するため、残りの計画期間と次期計画の策定を見据え、成果指標の達成状況等から必要な業務修正を行うとともに、社会背景にも柔軟に対応した地域福祉の増進を図れるよう中間整理を行います。

4. 中間整理

4-1. 方針

岐阜市地域福祉推進計画における中間整理の方針は、成果指標の達成状況の確認を行い、過去2年（H27、H28年度）における委員会で浮き彫りとなった課題の整理を行うとともに、最近発生した事案への対応策などを新たに検討します。

4-2. 成果指標の達成状況

岐阜市地域福祉推進計画に定める成果指標は、計画の終了年度（H31年度）に、理想とするまちづくりの基礎となる取り組みを示し、その進捗状況を数値化したもので、3つの指標から構成しています。

（1）見守りの実施

支え合い活動の原点となる「誰が、どのような」見守りや手助けを必要としているかなどの個人情報や、見守りを必要とする人の意向に基づいて取得し、情報の共有を図るものです。

特に、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人を対象に「近隣住民による日常の見守り活動」と「災害時の避難行動支援体制づくり」が一体的に推進できるよう、活動の手引きや様式等をモデルとして提示し、見守り活動の普及啓発を図り、計画の最終年度（H31年度）には、30地区への見守り活動の拡大を目指します。

（ ）内は見込地区数

| 年 度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 地区数 | 6 | 13 | 17 | (27) | (28) | 30 |

表-1 見守りを実施している地区数

表-1 に示す通り、進捗状況はほぼ順調と考えており、最終年度には、目標に掲げる成果指標の達成は可能と見込んでいます。

しかし、「計画的に取り組みたい」と思いつつも「見守り活動を実施していない」地区が存在することから、見守り活動の着手地区の増加を図っていきます。

そのために、今後は見守り・支え合い活動を啓発する「見守り活動リーフレット」を作成し、自治会や民生委員・児童委員などをはじめとする関係者に配布し、ちょっとした気づきからはじまる見守り活動の重要性を周知していきます。

（2）地区地域福祉活動計画の策定

各地区において、社協支部が身近な地域の支え合い活動の実践推進団体として中核的

な役割を果たしつつ、この計画の重点施策を地域の状況や住民の意向に基づいて実施していけるよう、地区地域福祉活動計画を策定し、さらなる地域福祉活動の充実・推進を図ります。

また、各地区の特性に応じ、中長期的な課題や目標、見通し等を住民間、各種団体間で共有することにより、地域福祉活動が段階的・継続的に推進できるよう計画づくりを支援することとしています。

()内は見込地区数

| 年 度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 地区数 | — | 1 | 4 | (7) | (24) | 30 |

表-2 地区地域福祉活動計画の策定地区数

表-2 に示す、地区地域福祉活動計画の策定地区数の進捗状況は、伸び悩んでいる状況にあります。

策定地区数が伸び悩んでいる理由としては、活動計画を策定することにより発生するメリットが各地区に伝わっていないこと、アンケートや住民の意見を聞くなど計画の策定に至るまでの過程が多く、地区の負担が大きいことなどが挙げられています。

このため、これまでに策定した地区地域福祉活動計画を福祉関係者が大勢参加する市民福祉大会や地域福祉推進フォーラムなどで、各計画をパネル展示するなどの啓発とともに、コーディネーターが、地域住民と課題やニーズを共通認識し、計画策定における地域の実情に合った最適な方法を提案するなど、計画の策定を推進します。

(3) 地域助け合い活動創出支援協議連絡票の使用実績

民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの福祉サービス等の公的な相談支援に携わる者と、社協支部や社会福祉事業所などで地域福祉活動に携わる者との協働の仕組みとして、地域資源や地域の課題を記載し、情報の共有化を図るものです。

()内は見込地区数

| 年 度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 地区数 | — | 1 | 13 | (24) | (29) | 30 |

表-3 地域助け合い活動創出支援協議連絡票 使用実績

表-3 に示す、地域助け合い活動創出支援協議連絡票の使用実績は、今年度大きく前進すると見込んでいます。しかしながら、社協支部役員の負担が大きくなることや見守りなどの地域福祉活動の担い手不足、地区だけで課題を解決することが困難であること

などが挙げられています。

このことから、地域助け合い活動創出支援協議連絡票の活用が、課題解決を図るツールであることの有効性を、各社協支部に向けて周知していきます。

また、本年度は、地区で挙げられた課題の解決を図るため、「支え合いの仕組みづくり推進事業」を創設し、つながりの場の創出と買い物支援の2つの課題解決に取り組んでおり、地域の課題を地域で解決できる体制づくりの構築を推進しています。

4-3. 避難行動要支援者個別計画について

避難行動要支援者個別計画は、災害時、又は災害が発生するおそれが高まった時に、要支援者の避難誘導を迅速かつ適切に実施するため、誰がどのように支援するのかをあらかじめ決めおく計画です。

災害時において、要支援者の避難に隣近所の方々の支援が欠かせないため、自治会を中心として要支援者を交えて個別計画の策定を進めています。

しかしながら、個別計画の策定にあたっては、自治会長や班長へ負担が大きいことや、自治会未加入者への取り組み方法が自治会により異なることなどが課題として挙げられています。

こうしたことを受けて、民生委員・児童委員の方々にも協力を得ながら、個別計画の周知と策定を進めていきます。

また、支援側の課題として、個別計画書に支援者として名前が残ると、災害時に支援ができなかった場合や、要支援者が怪我を負った場合など、法的には責任が無くても、支援者となる方の負担が大きいことが挙げられました。

この課題については、「誰が、誰を支援する」という1対1の支援方法に加え、グループ・班で支援する方法も可能とします。

具体的には、避難行動要支援者個別計画書に示す「支援者（点線内）」の欄に、これまでは個人名の記入をお願いしていましたが、本年度からは、町内会等のグループ名でも可能とし、グループで避難行動要支援者を支援する体制も整えます。

①市提出用

記入例 避難支援（日常見守り支援）個別計画書

※は必須項目

| | | | | |
|--------------|---|---|---|---|
| ふりがな | ぎふ たらう | | ※該当する項目がある場合、✓をしてください | |
| 氏名 | 岐阜 太郎 | | <input type="checkbox"/> 変更（作成済の内容に変更がある場合） <input type="checkbox"/> 名簿に掲載はないが、支援を希望する場合 <input type="checkbox"/> 施設入所・長期入院 <input type="checkbox"/> 支援辞退（要支援者から個別計画策定申請の申出） <input type="checkbox"/> 支援者なし（支援者が見つからなかった場合） | |
| 生年月日 | 明治 大正 平成 | 18年 6月 15日 | | |
| 郵便番号 | 〒500-8701 | | 性別 | <input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女 |
| 郵便番号 | 岐阜市若福町75番32号 若福アパート101号室 | | 同居者 | <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 |
| 自宅電話 | 058-265-0000 | 地区名 | 長良西 | |
| 携帯電話 | 090-1234-9876 | 自治会 | <input checked="" type="checkbox"/> 加入中 自治会名（若福東） <input type="checkbox"/> 未加入 | |
| ファックス | 090-1234-6789 | | | |
| 支援が必要 な事由 | <input checked="" type="checkbox"/> 立つこと、歩くことがむずかしい <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> 危険の判断がむずかしい <input type="checkbox"/> 目が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | |
| 医療関係 | かかりつけ医療機関・電話番号 | 既往歴又は治療中の傷病名 | 血液型 | |
| | 〇〇医院 (058)222-3333 | 人口透析 | Rh <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> - A 型 | |
| 緊急連絡先 | 氏名 | 続柄 | 郵便番号・住所 | 電話番号 |
| | 岐阜 明子 | 娘 | 〒500-0102 名古屋市中区丸の内1丁目10-2 | 052-199-8855 090-3579-9988 |
| | 親族の方などを記載してください。 | | | |
| ※ | 氏名または団体・班の名称 (支援者が自署してください) | 郵便番号・住所 | 電話番号 | |
| 支援者 | 鶴岡 一郎 | 岐阜市今沢町18-2 | 058-882-3699 090-9999-8888 | |
| | ・支援者になった方が自署してください。 ・自治会や班全体で支援する場合は団体・班の名称を記入してください(住所欄は記入不要) | | | |
| | 長良 恵子 | 岐阜市今沢町20-12 メソソ今沢102号 | 111-2222 | |
| その他関係者 | 氏名 | 電話番号等 | 備考 | |
| | 則武 四郎 | 058-555-3322 | ホームヘルパー | |
| | 担当民生委員、ケアマネージャー、ホームヘルパーさんなど、緊急連絡先、支援者以外で記入する必要がある関係者がいる場合は、記載してください。 | | | |
| 支援内容 | (要支援者に対し、支援者がどのような支援を行うか記入してください。) | | | |
| | <災害時> ・車椅子のため、避難するのに支援が必要 ・自治会や班全体で支援する場合は団体・班の名称を記入してください(住所欄は記入不要) | | <日常> ・週1回程度の訪問声掛け ・いきいきサロン等へのお誘い声掛け など | |
| 避難場所 | 〇〇小学校、〇〇公園 | | 自宅付近 | 要支援者宅 |
| 特記事項 | 「名簿からの抹消申出」やその他記入の必要がある場合に、ここに記入してください。 | | | |
| ※確認・同意 | 上記の記載内容に誤りがないことを確認するとともに、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）及び支援者に情報提供することに同意します。 | | | |
| | 平成29年 7月 25日 | 署名 | 本人との関係 | |
| | | <input type="checkbox"/> 本人(要支援者) 鶴岡 一郎 | (子) | |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 代理人 | | |
| | 代理人が署名する場合は、本人との関係を記入してください。 | | | |

・この計画書に記載された個人情報、要支援者の支援以外の目的で使用しないでください。
・個別計画により、支援を約束したり、強制するものではありません。

要支援者個別計画書 記入例

4-4. ボランティア・NPO支援機能の充実について

岐阜市地域福祉推進計画では、ぎふメディアコスモス内に開設（H27）した市民活動交流センターにおいて、窓口相談等のワンストップサービスに努めるため、窓口一元化を目指していますが、目的や役割が異なる窓口が分散化していることで、利用者の利便性が高まる側面もあることから、現状を維持したまま、それぞれの窓口間の連携の強化を図っていきます。

具体的には、これまでもボランティア入門講座やボランティア交流会、ボランティア窓口連絡会を行ってきましたが、さらに今後は、市がぎふメディアコスモスで年2回実施する市民活動団体イベントに、市社協ボランティアセンターが参加することで、更に一歩踏み込んだ連携を図っていきます。

5. 昨今発生した事案

高齢化と核家族化の進展に加え、近所や地域の付き合いが希薄になるなど、高齢者や障がい者が地域や社会から孤立する状況が社会問題となっています。

本市においても、昨年 11 月に、一家 3 人が遺体で発見されるという痛ましい事案が発生し、本年 5 月には不正受給に絡む遺体発見事案が 2 件発生しました。

こうした社会背景を踏まえ、今後の地域福祉にも反映させていきます。

5-1. 事案の整理

(1) 茜部事案

父(73歳)、母(71歳)、息子(43歳、精神障害の疑い)の3人世帯において発生した事案(H28.11.17)。

岐阜市地域包括支援センター南部と岐阜市南市民健康センターの職員が連携し、介護などの福祉サービスの申請を勧めていましたが、唯一面会できていた父が福祉サービスを受けることを頑なに拒否していたため、それぞれの職員が粘り強く訪問を続け、まずは信頼関係を築こうと試みている最中に発生した事案でした。

ある日、岐阜市南市民健康センターの職員が自宅に入れなくなっていることに疑問を持ち、警察に安否確認を依頼し、家屋に立ち入ったところ、一家3人の遺体が発見されました。

(2) 祈年町事案

父(88歳)と息子(58歳)の2人世帯において発生した事案(H29.5.8)。

息子は、父の死亡を届け出ず、年金を受給していたとして詐欺の容疑で逮捕され、死体遺棄罪で追送致されました。

事案が表面化する以前から、民生委員・児童委員が、父への面会を同居している息子に求めていました。また、岐阜市地域包括支援センター白梅華の職員が父の介護の申請について息子に話をするものの、息子が拒否を続けたため、不審に思った岐阜市地域包括支援センター白梅華の職員が本市に相談し、本市が警察に通報を行い、警察が安否確認のため立ち入ったところ、父の遺体を発見するに至りました。

(3) 戒町事案

生活保護を受給していた女性(63歳)と男性(84歳)の2人世帯で発生した事案(H29.5.12)。

毎月、生活保護費の受給日に市役所を訪れていた女性が5月の受給日に市役所を訪れず、担当ケースワーカーが安否確認のために何度も電話するも連絡が取れず、自宅を繰り返し訪問しても応答がないことから、警察に通報し、警察が安否確認のため立ち入ったところ、女性と同居する男性の2遺体を発見するに至りました。

5-2. 各事案の分析

茜部事案は、住居の乱雑化が進んでおり、介護などの福祉サービスを勧めるも、唯一面会できる父は申請を拒否していることに加え、地域との関係も希薄化している状況が伺われることから、セルフネグレクトであることの疑いが持たれていました。

一方、祈年町と戎町の事案は、同居人が死亡しているにも係わらず、寝ているなどの虚偽の報告により、本人に会わせない状態が続き、年金や生活保護費の不正受給に起因する事案となりました。

5-3. 今後の方針

セルフネグレクトは、自己放任とも呼ばれ、自分への関心が薄れてくることで、食事や身の回りの清掃への関心も低く、住居の乱雑化も顕著となる傾向があります。

また、状況を改善するための手助けやアドバイスを頑なに拒絶することも特徴となっています。

本市では、セルフネグレクトが疑われる支援が必要な人に、適切な支援に繋がられるよう、断られても粘り強く訪問し、本人と相談をしながらセルフネグレクトの人を支える支援をこれからも行っていきます。

また、セルフネグレクトの疑いがある人に粘り強く訪問することや相談を行うため、福祉相談窓口連携会議を設置（H29.4）し、地域で高齢者と関わる岐阜市地域包括支援センターと福祉部と健康部の窓口機関の顔の見える関係づくりをはじめ、警察四署（岐阜中・南・北・羽島警察署）と「岐阜市社会的弱者見守り連携協定」を締結するなど、関係機関と連携強化を図り、チームで対応する体制を整えていきます。

一方、虚偽の報告等により、本人と面会できない事案については、警察の協力を得て立ち入る必要があるため、福祉行政の範囲を超えるものの、普段からの隣近所による「さりげない見守り」や、新聞が溜まっているなどの「少しの異変に気がつく」地域づくりが、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりにも繋がることから、セルフネグレクトへの対応と併せて、これからも見守り体制の強化を図っていきます。

具体的には、携行しやすい名刺サイズの「安否情報ダイヤルイン」を記載したカードを自治会長をはじめ、民生委員・児童委員などに配布すること、また、見守り意識の醸成を図るため見守り活動に関するリーフレットを再配布し、地域で見守る体制の強化を推進していきます。

6. (参考) 岐阜市地域福祉推進計画 掲載事業の整理

岐阜市地域福祉推進計画 第5章に記載する施策事業のうち、変更(下線部)のあった事業及び内容について記す。

6-1. 所管変更となった施策事業

基本目標1 「市民相互の支え合い(共助)の促進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

ア 市の取り組み

①活動団体等の育成・支援

| 事業名 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|----------------|-------------------|
| 4) 自治会関係団体への支援 | <u>市民協働推進課</u> | <u>市民活動交流センター</u> |

②人材育成・啓発

| 事業名 | 変更前 | 変更後 |
|---------|----------------|---------------------|
| 3) 出前講座 | <u>市民協働推進課</u> | <u>男女共生・生きがい推進課</u> |

③【施設】活動の場の整備

| 事業名 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|----------------|---------------------|
| 4) コミュニティセンター | <u>市民協働推進課</u> | <u>男女共生・生きがい推進課</u> |

④関係施策との連携

| 事業名 | 変更前 | 変更後 |
|------------|----------------|-------------------|
| 1) 地域力創生事業 | <u>市民協働推進課</u> | <u>市民活動交流センター</u> |

(2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進

ア 市の取り組み

| 事業名 | 変更前 | 変更後 |
|----------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 1) ボランティア・NPO 支援 機能の充実(重点施策④) | <u>市民協働推進課</u> 高齢福祉課 | <u>市民活動交流センター</u> 高齢福祉課 |
| 2) 市民活動交流センター | <u>市民協働推進課</u> | <u>市民活動交流センター</u> |
| 3) 生涯学習センター | <u>市民協働推進課</u> | <u>男女共生・生きがい推進課</u> |
| 4) 市民活動支援事業 | <u>市民協働推進課</u> | <u>市民活動交流センター</u> |

基本目標2 「公的相談支援（公助）と共助との協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

ア 市の取り組み

③ 身近な地域における相談拠点の整備

| 事業名 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------------|-------|--------|
| 1) 地域包括支援センター | 介護保険課 | 高齢福祉課 |
| 2) 保育所等における地域子育て支援センター事業、元気子育てサロン事業 | 保育事業課 | 子ども保育課 |

(2) 協働による地域生活支援の充実

ア 市の取り組み

③ 市民からの提案・要望等の行政への反映

| 事業名 | 変更前 | 変更後 |
|--------------------|---------|------------|
| 1) 岐阜市とNPOとの協働推進事業 | 市民協働推進課 | 市民活動交流センター |

6-2. 内容が変更となった施策事業

基本目標1 「市民相互の支え合い（共助）の促進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

イ 市社協の取り組み

① 身近な地域福祉活動の推進

1 2) 「日常緊急時」の連携体制推進事業 ⇒ 緊急医療情報（命のバトン）普及事業

(2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進

ア 市の取り組み

6) 高齢者助け合い生活サポート事業

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 高齢者の社会貢献の場の創出を図るとともに、高齢者等が安心して生活できる環境づくりを目的に、ひとり暮らし高齢者等が日常生活の中で抱える「ちょっとした困りこと（ゴミ捨て、買い物代行など）」を解消するため、手助け活動（有償）を行う会員（高齢者）を募集し、派遣等を行う岐阜市シルバー人材センターの「シニア皆援隊」を支援（補助等）します。また、当該事業実施を通じて、市民相互の助け合い活動の創出支援の在り方等について研究します。 |
| 変更後 | 高齢者の社会貢献の場の創出を図るとともに、高齢者等が安心して生活できる環境づくりを目的に、ひとり暮らし高齢者等が日常生活の中で抱える「ちょっとした困りこと（ゴミ捨て、買い物代行など）」を解消するため、手助け活動（有償）を行う会員（高齢者）を募集し、派遣等を行う岐阜市シル |

| | |
|--|--|
| | <p>バー人材センターの「シニア皆援隊」を<u>検証し、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体型訪問サービスの事業化を検討します。</u></p> |
|--|--|

イ 市社協の取り組み

4) 勤労者地域デビュー作戦 ⇒ 地域参加促進事業

基本目標2 「公的相談支援（公助）と共助との協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

ア 市の取り組み

① 民生委員、相談員等の市民が担う公的相談体制の整備

2) 民生委員・児童委員

| | |
|-----|--|
| 変更前 | <p>本市内の各地域に民生委員・児童委員が適切に配置されることにより、市民が身近なところで総合的な福祉相談が受けられる体制の整備を図ります。</p> <p>厚生労働大臣から委嘱される無報酬・特別職の地方公務員となる民生委員・児童委員に適任者が委嘱されるよう、定数を決定し、民生委員推薦会を設置運営します。</p> <p>※定数 <u>883人</u> (H26. 4. 1 現在)</p> <p>民生委員・児童委員の委嘱を受けた市民が、その職責を十分に果せるよう支援します。</p> <p>※法に定める民生委員・児童委員の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活状態の把握、相談助言・情報提供等 ・事業者・地域福祉活動団体・福祉事務所等関係機関との連携 ・その他福祉増進のための活動 |
| 変更後 | <p>本市内の各地域に民生委員・児童委員が適切に配置されることにより、市民が身近なところで総合的な福祉相談が受けられる体制の整備を図ります。</p> <p>厚生労働大臣から委嘱される無報酬・<u>非常勤特別職</u>の地方公務員となる民生委員・児童委員に適任者が委嘱されるよう、定数を決定し、民生委員推薦会及び<u>社会福祉審議会</u>を設置運営します。</p> <p>※定数 <u>894人</u> (H28. 12. 1 現在)</p> <p>民生委員・児童委員の委嘱を受けた市民が、その職責を十分に果せるよう支援します。</p> <p>※法に定める民生委員・児童委員の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活状態の把握、相談助言・情報提供等 ・事業者・地域福祉活動団体・福祉事務所等関係機関との連携 ・その他福祉増進のための活動 |

③身近な地域における相談拠点の整備

2) 保育所における地域子育て支援センター事業、元気子育てサロン事業

⇒ 保育所等における地域子育て支援センター事業、元気子育てサロン事業

| | |
|-----|--|
| 変更前 | <p>小学校就学前の児童及び保護者等が、身近なところで、子育て等に関する一次的な相談や同じ地域に暮らす保護者同士の仲間づくりができるよう、保育所(46か所)、認可外(5か所)を拠点として、関係機関・団体と連携しながら、相談支援及び交流事業を実施します。</p> |
| 変更後 | <p><u>育児不安の解消や、子供・親同士が交流できる場を提供することを目的として、乳幼児及びその保護者を対象に、保育所等(6か所)が関係機関・団体と連携しながら地域子育て支援センター事業を実施します。</u></p> <p>また、小学校就学前の児童及び保護者等が、身近なところで、子育て等に関する一次的な相談や同じ地域に暮らす保護者同士の仲間づくりができるよう、<u>幼保連携型認定こども園(5か所)、保育所(41か所)、小規模保育事業所(12か所)認可外(2か所)</u>を拠点として、相談支援及び交流事業を実施します。</p> |

(2)協働による地域生活支援の充実

イ 市社協の取り組み

②社会福祉事業の健全発達

1) 介護相談員派遣事業

| | |
|-----|---|
| 変更前 | <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び通所介護施設等の利用者に対し、介護相談員を派遣し相談に応じるとともに、介護サービス事業者と介護サービス利用者との橋渡しとなって、介護サービスの質の向上を図ります。</p> |
| 変更後 | <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の利用者に対し、介護相談員を派遣し相談に応じるとともに、介護サービス事業者と介護サービス利用者との橋渡しとなって、介護サービスの質の向上を図ります。</p> |

6-3. 廃止となった施策事業

基本目標1 「市民相互の支え合い（共助）の促進」に基づく市・市社協の施策事業

(1)身近な地域における住民相互の支え合いの促進

イ 市社協の取り組み

①身近な地域福祉活動の推進

| 事業 | 廃止理由 |
|--|---|
| <p>6) <u>ひとり暮らし高齢者のつどい事業</u> ひとり暮らしの高齢者を対象に会食や健康指導、福祉情報を提供するなどのふれあいの場を設ける社協支部に対し支援(補</p> | <p>複数の事業と統合し、補助金の自由度を高めることで、地域の実情に合った取組みが可能となるよう改正したため。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>助)します。 〔市社協〕</p> | |
| <p>7) 児童と高齢者のふれあい事業 世代間の交流を通して、お互いを思いやる心を育て、支え合う意識を高めることを目的に交流事業を実施する社協支部に対し支援（補助）します。 〔市社協〕</p> | |
| <p>9) 高齢者等介護予防教室事業 寝たきりや認知症にならないよう、健康でいきいきと地域で暮らしていくために必要な知識や技術を習得する教室を開催する社協支部に対し支援（補助）します。 〔市社協〕</p> | <p>複数の事業と統合し、補助金の自由度を高めることで、地域の実情に合った取組みが可能となるよう改正したため。</p> |
| <p>10) 支部広報紙の発行事業 社協支部で行っている地域福祉事業を地域住民に知ってもらい、福祉活動に対する理解と協力を得ることを目的に支部広報紙を発行する社協支部に対し支援（補助）します。 〔市社協〕</p> | |

基本目標2 「公的相談支援(公助)と共助との協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

ア 市の取り組み

① 民生委員、相談員等の市民が担う公的相談体制の整備

| 事業 | 廃止理由 |
|--|--|
| <p>4) 母子・父子協助手員 ひとり親家庭が、身近なところで相談等が受けられることによって、不安の解消や自立へ向けた支援が効果的になされるよう、各地区の住民の中から関係団体からの推薦により、市長が協助手員を委嘱します。 ※50人(H26.現在) 相談員の委嘱を受けた市民が円滑に相談活動ができるよう研修会を開催し支援します。 ※市要綱に定める相談員の役割</p> | <p>当協助手員は、地域におけるひとり親家庭の相談、母子父子寡婦福祉資金の貸付時の調査に対応してきたが、協助手員の担い手が見つからないこと、地域におけるひとり親家庭への相談業務の実績が伴わないこと、平成29年度から貸付時の調査方法を見直したことによる廃止。</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>母子父子家庭等に対する相談、助言、指導</u> ・ <u>母子父子寡婦福祉資金の貸付手続きの指導、調査等</u> <p style="text-align: center;">[子ども支援課]</p> | |
|--|--|

(2) 協働による地域生活支援の充実

ア 市の取り組み

② 社会福祉事業の健全発達

| 事業 | 廃止理由 |
|--|---|
| <p>2) <u>岐阜市介護サービス適正化委員会</u> <u>市民が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービスに関する諸問題について保健、医療、福祉等の関係者が連携して介護サービスの質の向上を図ります。</u> [介護保険課]</p> | <p>当委員会は、介護保険制度の創出と共に、介護サービスの質を確保することを目的として設置され、対処困難事例や問題となった事例について検討を行ってきたが、制度創設から15年が経過し、制度の浸透とともに苦情件数も減少しており、委員会への提出案件も平成25年1月以降ない状況であったこと、また、平成24年度から介護保険事業者に対する指定等の権限が市へ移譲され、事業者・施設への直接指導が可能になったことから、当委員会の役割は終えたものと判断し、廃止。</p> |

6-4. 新規施策事業

基本目標1 市民相互の支え合い（共助）の促進

(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

イ 市社協の取り組み

① 身近な地域福祉活動の推進

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|--------------------------------|---|------------|
| <u>地域福祉・生活支援拠点運営費助成金</u> | <u>空き家、空き店舗などを活用して、ふれあい・いきいきサロンや社協支部活動拠点運営にかかる費用を支援（補助）します。</u> | <u>市社協</u> |
| <u>生活支援サービス（助け合い活動）運営費助成事業</u> | <u>生活支援サービス（買い物支援、ゴミ出し等）を実施する支部に対し、事業運営にかかる費用を支援（補助）します。</u> | <u>市社協</u> |

基本目標 2 公的な相談支援（公助）と共助との協働の推進

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

ア 市の取り組み

③ 身近な地域における相談拠点の整備

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 福祉相談窓口連携会議 | <p><u>各相談窓口の連携と相互の相談支援内容、サービス内容の把握に努め、他の相談支援機関のノウハウの共有を図る。</u></p> <p><u>また、会議を通して、顔の見える関係づくりを推進する。</u></p> | 福祉政策課 |

(2) 協働による地域生活支援の充実

ア 市の取り組み

① 協働による支援の充実

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|--------|--|--------|
| 福祉資金貸付 | <p><u>臨時的、一時的な事情により生活に困窮した世帯に対し、生活の安定を図るため必要な当面の生活費を貸付します。</u></p> | 生活福祉二課 |